

令和4年11月9日
株式会社イスコ

労働者派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法(第23条第5項)に基づき、下記の情報を提供いたします。

■労働者派遣事業に係る情報提供

派遣労働者数	5名
派遣先の数	4社
派遣料金平均額(8時間当たり)	32,613円
派遣労働者の平均賃金(8時間当たり)	18,118円
マージン率	44.4%
キャリアコンサルティング窓口	相談窓口：営業グループ 連絡先：03-5823-5561
教育訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・社会人研修／社会人としての心構えやビジネスマナーなどの教育・基礎プログラミング／パソコンの使い方からプログラミングの仕組みを教育訓練・個別プログラミング基礎／各言語の基礎知識学習応用／他プラットフォームやデータベース、Webサーバーとの連携など・リーダー研修／システム技術者のチームリーダーが主に何をすべきか等の教育訓練

・マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者的人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

・福利厚生に関する事項：年次有給休暇・定期健康診断・企業年金積立・退職金共済等

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定の締結の有無：締結済
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：派遣先でソフトウェアの作成業務に従事する社員
- ・労使協定の有効期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで